

「学校いじめ防止基本方針」

1 基本的な構え

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた子どもの人権を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

本校では、いじめ問題は誰に対しても起こり得るという認識と、今も密かに進行中かもしれないという危機感を常に持ち、全ての子どもがいじめを受けることがなく、いじめを行わず、他の子どもに対して行われるいじめを見て見ぬふりをすることがないように、全施策を通じていじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法」第2条 いじめの定義引用

(3) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめがなく、すべての子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むことが必要である。

このため、子どもの自己肯定感、自己有用感を高めいじめを防止すること、社会性や規範意識、思いやりの心とともに自らいじめ等の問題を解決しようとする力を育むことが大切である。

いじめが疑われる場合は、いじめられた子どもを最優先に考え、あらゆる機関が適切かつ迅速にこれに対処し、早期解決を図り、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止のための取組

(1) 基本的な方針の策定

- ① 学校いじめ防止基本方針
- ② いじめ防止のための指導計画
- ③ 早期発見・早期対応の適切な対処の在り方を具体的に定める。

(2) 学校いじめ防止等対策委員会の設置…次の機能を担う委員会を設置する

- ① いじめの防止に関すること。
- ② いじめの早期発見・早期対応に関すること（アンケート調査、教育相談等）。
- ③ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する子どもの理解を深めること。
- ④ 年間5回（内2回は外部専門家を含む）開催する。ただし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ⑤ 構成員（◎はいじめ担当教諭として本会議の主務を担当する）は校長、教頭、◎生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、その他必要に応じて保護者代表、主任児童委員、学校運営協議会員等の第三者やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の心理及び福祉の専門家を招請する。

(3) 子どもの権利学習の実施

教育活動全体を通して、子どもの権利についての学習を進め、特に、特別活動や道徳の授

業などの教育計画に位置付け、いじめ防止を含めた子どもの権利に関する授業を実施する。

(4)重点に掲げた活動を行う。

学校の伝統となる価値ある活動（日常活動の充実、あいさつ運動、きらきら言葉キャンペーン、ひびき合い集会、あったかい言葉かけ運動等）に取り組む。

(5)いじめを許さない、見過ごさない仲間関係づくりにつとめる。

①学校・学年・学級の活動（仲間とよりよい関係を築くための日常活動（期の目当てへの取組）やキャンペーンや行事等の取組）を子どもが自主的に行うよう支援する。

②子どもの豊かな情操と道徳心を培うため、全教育活動を通じた道徳教育の充実を図る。

(6)子ども一人ひとりに自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①全教育活動を通して自他の生命を大切にすることを育てる。

②子どもが他者と関わる表現力を培う。

③人とのつながりを大切にしたい体験活動を推進する。

④子どもの自尊感情を育み、充実した学校生活を実感できるような教育活動を推進する。

(7)インターネットを通じて行われるいじめを防止するために、子ども及び保護者に啓発活動を行う。

(8)教職員の人権感覚を高め、教員の学級経営力を向上させるための研修を行うとともに、互いに援助を求め合える相談体制づくりをする。

(9)日常的な取組として、校長を中心とした会議を定期的に行い、学校内でのいじめの発生状況や対応状況等を確認し、対応策の検討及び情報の共有を図る。

3 いじめの早期発見に向けた取組

(1)子どもの様子を見守り日常的な観察を行うことにより、子どもの小さな変化を見つけることに努める。

①登下校、授業、給食、掃除等の様々な場面での表情、言動、服装、子ども相互の関係性、持ち物等の変化を視点を見つける。

②子どもに話を聞く時は、子どもの立場にたち、共感的に理解する

(2)変化があった子供に気づいた場合は、関係職員に情報を共有して組織的に問題の早期解決を図る。

①事実を報告書にまとめ記録に残す。（いつ どこで だれが だれと どのように）

②職員会や打ち合わせなどで情報交流する。

③日常的な打ち合わせでも情報交流を図る。

(3)子どもに対する定期的な調査（アンケート）を年間4回以上実施する。

アンケートの保存期間は、指導要録と同様に保存期間を5年とする。

(4)子ども及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう、相談担当者を定め、子ども及び保護者に明示する。

①スクールカウンセラーの紹介（出勤日及び依頼方法）

②いじめ相談窓口の設置（担任、学年主任、いじめ担当教諭等を示すが、基本は「いつでも誰にでも。一番相談しやすい人に」）

③市教育相談室や子どもの権利相談室、子ども相談センター等関係機関の相談窓口の紹介

(5)子ども自身が、いじめから自分を守るための知識や技能を身につけ、問題を解決する力を育むために、SOSミニレター（※1）の取組をすすめる。

4 早期対応のための取組

(1)いじめ問題発生時・発見時の初期対応

- ①いじめを察知した教職員は、速やかに「学校いじめ防止等対策委員会」に情報を報告し、組織的に必要な措置を講じる。
- ②いじめの兆候を把握したら、速やかに、かつ、丁寧に事実確認を行うとともに教育委員会に報告する。

(2)いじめをなくす指導

- ①いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ、その再発を防止するため、毅然とした指導を行うとともにいじめを受けた子どもや保護者に対する支援を最優先に行い、いじめを行った子どもに対しても支援及び心のケアとその保護者への助言を継続的に行う。
- ②いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら子どもへの指導にあたる。
- ③保護者との連携の下、解決に向けた指導を行う中で、いじめた子どもが「いじめは人権を侵害する行為である」ということを自覚するとともに、いじめを受けた子どもやその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省する指導に努める。
- ④いじめを受けた子どもに対しては、保護者と連携しつつ子どもを見守り、心のケアまで十分に配慮した事後の対応をするとともに、二次被害や再発防止に向けた中・長期的な取組を行う。
- ⑤いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはせず、いじめを受けた子どもに対する行為が止んでいる状態が相当の期間（三か月を目安とする）継続しており、なおかつ、いじめを受けた子ども・保護者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと面談を通して認められるとき、いじめが「解消している」状態と判断するものとする。
- ⑥犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求め、教育委員会及び所轄警察署と連携して対処する。

5 重大事態への対処

学校が、重大事態であると判断した場合は、当該子どもの生命及び財産を守ることを第一に考え、事態の解決に向けて以下の流れで対処する。

児童・保護者からの、いじめにより重大な被害が生じたという訴えがあった場合には、重大事案として取り扱う。

(1)保護者への報告及び、関係機関へ通報する。

いじめを受けた子どもが身体に重大な被害を被った（恐れがある）場合は保護者へ報告するとともに、校長の判断で救急車の要請や医療機関への連絡等を速やかに行う。また、いじめの行為をやめなかったり、いじめの内容が犯罪行為に相当したりした場合は、速やかに警察へ通報する。

(2)重大事態発生時の報告

学校は、重大事態であると判断した場合、教育委員会へ直ちに報告し、調査にあたる。報告の内容については、発生した事実と当該子どもの状態や現時点での対応状況など、事実を正しく報告する。

(3)学校いじめ防止等対策委員会での調査

学校は、「学校いじめ防止等対策委員会」を緊急招集し、子どもや関係者に対して直接的な調査を行う。この場合、調査結果の公平性・中立性の確保、及び子どもや関係者のプライバシーに対して十分配慮する。

(4)調査結果を公表する。

学校は、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、いじめを受けた子どもやその保護者に対して説明する。

(5) 事態の解決に向けて取り組む。

- ① 学校は、調査結果及び教育委員会からの助言をもとにして、いじめを受けた子どもへの支援を行うとともに、保護者と連携して子どもの心のケアに努める。
- ② いじめた子どもに対しては、保護者と連携して自らの行為を悔い改めるための指導を行う。それに加えて、いじめの行為に至った背景を理解し、状況改善を図るとともに子どもへのカウンセリングを行う。
- ③ 当該子どもの他に、周囲の子どもも大きな影響を受け、対応した教職員も心に支障を来すおそれがあるため、スクールカウンセラー等の専門職を配置し、子ども及び教職員に対して心のケアに努める。

6 調査を行うための留意事項

- (1) 重大事態の調査開始前に、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」(文部科学省 令和6年8月配付)を参照して、その都度点検して実施するように努める。
- (2) 調査を始める前に対象の子ども・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査の目的や調査方法、見通し等について丁寧に説明し、共通理解を図る。重大事態調査は関係者の協力を前提とした調査であり、詳細な事実関係の確認を行うためには、関係する子ども・保護者の協力が重要となるため、関係する子ども・保護者への説明も行う。
- (3) 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- (4) 調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであることを踏まえて行う。また、不登校重大事態が発生し、現在も欠席をよぎなくされている場合には、不登校状態の解消も調査の目的に含む。
- (5) 子どもの自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、亡くなった子どもの尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。詳細は、文部科学省の「子どもの自殺が起きた時の背景調査の指針(改訂版)(令和7年12月文科初第416号文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議)」を参照する。

～用語～

※1 SOSミニレター

法務省の人権擁護機関では、学校における「いじめ」や体罰、家庭内での虐待などの問題に対する活動として、全国の小学校・中学校の児童・生徒に「子どもの人権 SOS ミニレター(便箋兼封筒)」を配布し、これを通じて教師や保護者にも相談できない子どもの悩みごとを的確に把握し、学校及び関係機関と連携を図りながら、子どもをめぐる様々な人権問題の解決に当たっている。

(法務省 HP より引用)